

建築確認申請と民法の関係

建築確認申請とは、建築計画が、建築基準法および、建築基準関係規定（公法上の規定）に適合しているか、新潟県の建築主事または、民間の指定確認検査機関に、確認することです。

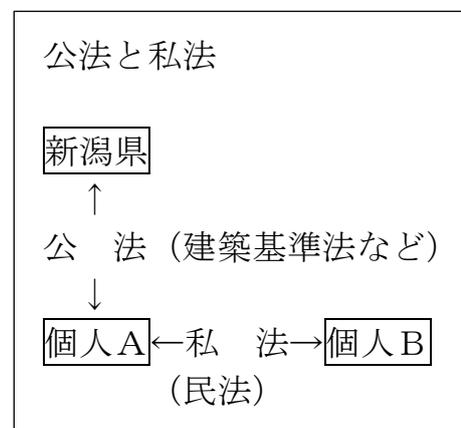
建築基準関係規定とは、建築基準法施行令9条の条文にある16の法律（都市計画法、消防法など）、条文にない3の法律（バリアフリー法、省エネ法、都市緑地法）、新潟県建築基準条例のことです。

建築基準関係規定には、民法（私法上の規定）は含まれないため、建築確認申請では、民法に適合しているか、確認しません。

民法とは、個人間の権利、義務を規定する法律です。民法のトラブルは、個人間で解決、防止するトラブルです。

建築確認申請に関係する民法は、次のとおりです。（主な権利、契約）

- ・土地の所有権
- ・土地の境界
- ・私道の通行権
- ・私道の管理
- ・建物と隣接地との距離
- ・建物の雨水（雪）の隣接地への影響
- ・周辺住民の環境権（日照権、景観権など）
- ・周辺住民の建築確認申請への同意
- ・家主と設計業者、施工業者との請負契約
- ・家主と宅建業者との売買契約



建築確認申請が下りることは、民法に適合していることを、認めることではありません。

民法のトラブルは、個人間で解決、防止ください。